

船舶事故等調査報告書

平成27年11月26日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2015広第50号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成27年4月8日 21時50分ごろ
発生場所	愛媛県今治市津島南岸 小島東灯標から真方位028° 2,600m付近 (概位 北緯34° 08.98' 東経132° 59.83')
事故等調査の経過	平成27年5月7日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船兼砂利運搬船 第三十八芸予丸、499トン
船舶番号、船舶所有者等	132255、芸予産業株式会社
乗組員等に関する情報	船長、三級海技士（航海）
死傷者等	なし
損傷	船底に破口、亀裂、凹損及び擦過傷
事故等の経過	<p>本船は、船長ほか4人が乗り組み、平成27年4月8日21時20分ごろ山口県宇部市宇部港に向けて今治市今治港を出港し、船長が、単独の船橋当直につき、舵輪後方の椅子に腰を掛けて操船に当たって来島海峡航路に入航した。</p> <p>船長は、来島海峡航路西水道の来島海峡第3大橋まで約1.5海里となったころ、眠気を感じたが、これまで居眠りをしたことがなく、あと約2時間で当直を交替する予定だったので居眠りすることはないものと思い、航行を続けた。</p> <p>本船は、来島海峡第3大橋下を通過後、自動操舵により約9ノット(kn)の対地速力で北進中、予定変針場所を通過し、21時50分ごろ津島南岸の浅瀬に乗り揚げ、船長が衝撃で目が覚めた。</p> <p>本船は、9日12時10分ごろ、タグボートにより浅瀬から引き出されて離礁し、船体を点検後、11日09時30分ごろ宇部港に向かった。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 北、風力 2</p> <p>海象：潮汐 上げ潮の中央期、潮流 南東流約2kn</p>
その他の事項	<p>本船は、汚染土約1,300tを積載し、本事故時の喫水が船首約2.6m、船尾約4.6mであった。</p> <p>船長は、来島海峡第3大橋を通過後の記憶がなく、椅子に腰を掛けた状態で、居眠りに陥ったと思った。</p> <p>船長の睡眠時間は、1日約5～6時間であった。</p> <p>船長は、7日から風邪気味で、8日の朝、昼、夕方に市販の医薬品</p>

	<p>を各3錠服用した。</p> <p>船長が服用した医薬品の説明書には、「服用後、乗物又は機械類の運転操作をしないで下さい。（眠気や目のかすみ、異常なまぶしさ等の症状があらわれることがあります。）」旨の記載があった。</p> <p>本船の船橋内の窓や入口の扉は、本事故当時、閉められていた。</p> <p>船長は、ふだん眠気を感じた時、コーヒーを飲んだり、外気に当たって眠気を払っていたが、本事故当時、身体にだるさを感じていたものの、居眠りを防止する措置をとらなかった。</p> <p>本船には、船橋航海当直警報装置が設置され、本事故当時、5分間当直者の動きがなければセンサーが反応し、アラームが鳴る設定になっていたが、アラームは鳴らなかった。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、来島海峡航路西水道を北進中、単独で船橋当直中の船長が居眠りに陥ったことから、予定変針場所を通過し、津島南岸の浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、眠気を感じたものの、これまで居眠りをしたことがなく、あと約2時間で当直を交替する予定だったので、居眠りすることはないと思い、椅子に腰を掛けた状態で船橋当直を続けたこと、及び眠気を催すおそれのある医薬品を服用していたことから、居眠りに陥った可能性があると考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、夜間、本船が、来島海峡航路西水道を北進中、単独で船橋当直中の船長が居眠りに陥ったため、予定変針場所を通過し、津島南岸の浅瀬に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>参考</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船橋当直中に眠気を感じた場合、あるいは体調が優れない場合は、休憩中の乗組員を呼んで、2人当直とすること。</li> <li>・ 操船者は、眠気症状が現れる医薬品の服用を極力避けること。</li> </ul>